

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○生活保護法による医療機関の指定(四二六・福祉政策課)……1	
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四二七・福祉政策課)……1	
○保安林の指定解除予定通知(四二八・森林整備課)……1	
○土地区画整理事業施行地区内の土地の換地処分(四二九・都市計画課)……2	
○道路区域の変更及び供用開始(四三〇・道路課)……2	
○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出(四三一・建築住宅課)……2	
公告	
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……2	
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……2	

監査委員公告	
○監査結果の公表(一四)……3	

秋田県告示第四百二十六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十九年九月四日
 秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
すずき皮膚科クリニック	鈴木長男 有限会社高橋薬局 代表取締役	横手市駅前町十番十号	皮膚科、アレルギー科	平成十九年七月十九日
高橋薬局	有限会社高橋薬局 代表取締役	横手市駅前町十一一三〇	調剤薬局	平成十九年七月三日
あい薬局 中町店	メディアック株式会社 代表取締役	大館市中町二十九番地	調剤薬局	平成十九年七月十七日

秋田県告示第四百二十七号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十九年九月四日
 秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	廃止年月日
有限会社 高橋薬局	有限会社 高橋薬局 代表取締役	横手市田中町三番九号	平成十九年六月十八日

秋田県告示第四百二十八号
 農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十九年九月四日
 秋田県知事 寺田典城

一(一) 解除予定保安林の所在場所
 北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

一(二) 保安林として指定された目的 水源のかん養

二(一) 解除の理由 道路用地とするため

二(二) 解除予定保安林の所在場所

北秋田市森吉字大印沢(国有林。次の図に示す部分に限る。)

一(一) 保安林として指定された目的 なだれの危険防止

一(二) 解除の理由 道路用地とするため

二(一) 解除の理由 省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所及び上小阿仁村役

場に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第四百二十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第百三条第三項の規定により、横手市中田地区土地区画整理事業施行者イオン株式会社代表執行役岡田元也から土地区画整理事業施行地区内の

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
稲庭高松線			湯沢市皆瀬字峠ノ沢五六番二地先から宇留院内字七十刈三二番一地先まで	A	七・〇〇〇〇三三・〇〇〇	一・八八八
	稲庭高松線			B	一〇・〇〇〇〇七八・〇〇〇	〇・八四〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十九年九月四日午後一時
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年九月四日から同月十八日まで

秋田県告示第四百三十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、横手駅東口第一地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 理事長の氏名 齋 藤 善 一
- 二 理事長の住所 横手市前郷二番町四番十号

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から次のとおり役員

土地について平成十九年六月二十日換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百三十号

平成十九年九月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任監事の住所及び氏名 南秋田郡五城目町馬場目字中村八十四番地 佐藤与志美
- 二 就任監事の住所及び氏名 南秋田郡五城目町馬場目字中村六十七番地二 佐藤 久夫

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県七滝土地改良区から次のとおり役員

平成十九年九月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名 仙北郡美郷町六郷東根字上関田四十番地 小西 重一
- 二 就任理事の住所及び氏名 仙北郡美郷町六郷東根字上関田四十番地 高橋 秀勝
- 三 字南明田地四十四番地三 田口 勝久
- 四 字上雀柳百二十八番地二 武藤 威
- 五 畑屋字前田九十三番地一 高橋 光勇
- 六 中野字砂館十六番地 細井 論
- 七 金沢東根字蛭川十一番地 土井 文夫
- 八 大仙市払田字下払田百八十八番地 茂木 繁雄
- 九 高梨字上高梨二百番地

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十九年九月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
七・〇〇〇〇三三・〇〇〇	一・八八八	一〇・〇〇〇〇七八・〇〇〇	〇・八四〇

委託事業において、請求書受理から支払まで著しく遅延している例が見られたので、今後は適切な事務処理に努めること。

② 秋田工業用水道事務所

行政財産の目的外使用許可をした電柱等の設置について、使用料を徴収していないものがあつたので、適正な事務処理を行うこと。

(病院事業会計)

1 監査の対象

平成18年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

2 経営の概況

ア 病床利用状況

区 分	稼働病床数	一日平均患者数 (入院)	稼働病床利用率 %
脳血管研究センター	120	78.7	65.6
リハビリテーション・精神医療センター	300	242.8	80.9
計	420	321.5	76.6

イ 診療実績

区 分	患者延人員			収 入		
	入院 人	外来 人	計 人	入 院 円	外 来 円	入 計 円
脳血管研究センター	28,713	41,046	69,759	1,167,439,152	605,301,082	1,772,740,234
リハビリテーション・精神医療センター	88,640	15,897	104,537	1,324,009,702	195,104,979	1,719,114,675
計	117,353	56,943	174,296	2,691,448,854	800,406,055	3,491,854,909

ウ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不 用 額
脳血管研究センター	3,642,378,000	3,507,394,845	-	-
リハビリテーション・精神医療センター	3,757,060,000	3,766,991,645	-	-

区 分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不 用 額
計	7,399,438,000	7,274,986,490	-	-
脳血管研究センター	3,718,688,000	3,624,714,710	-	93,973,290
リハビリテーション・精神医療センター	3,858,006,000	3,813,641,343	-	44,364,657
計	7,576,694,000	7,438,356,053	-	138,337,947

資本的収支

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不 用 額
計	121,000,000	120,000,000	-	-
脳血管研究センター	121,000,000	120,000,000	-	-
リハビリテーション・精神医療センター	0	0	-	-
計	121,000,000	120,000,000	-	-
脳血管研究センター	705,602,000	703,786,695	-	1,815,305
リハビリテーション・精神医療センター	485,319,000	478,274,745	-	7,044,255
計	1,190,921,000	1,182,061,440	-	8,859,560

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,062,061,440円は、減債積立金1,697,453,299円及び過年度分損益勘定留保資金892,316,111円で補てんしている。

エ 経営成績

当年度の総収益は7,268,741,960円(脳血管研究センター3,502,829,798円、リハビリテーション・精神医療センター3,765,912,162円)、総費用は7,468,677,733円(脳血管研究センター3,642,887,202円、リハビリテーション・精神医療センター3,825,790,531円)で、差し引き199,935,773円の純損失となっている。

3 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 脳血管研究センター

未収金の回収に一層努めるとともに、新たな未収金の発生防止を図ること。

② リハビリテーション・精神医療センター

ア 未収金の回収に一層努めるとともに、新たな未収金の発生防止を図ること。

平成15年度末に導入した医療情報システムにおいて、導入直後からシステムの不具合が頻繁に発生し、医療事務の処理に支障を来していたことが判明した。また、医療情報システムの不具合の原因が解消されないまま、保守管理委託契約を行ってきたことに加えて、一部業務が不履行であつたにもかかわらず委託料を支払うなど、著しく不適正な事務処理も確認されている。こうしたことから、早急に問題の原因を調査し、抜本的な対策を講ずること。

貯蔵品において、診療材料の一部に実地棚卸が行われていない例が見られたので、今後は病院事業財務規則を遵守し適切な事務処理に努めること。

③ 付記意見

リハビリテーション・精神医療センターの医療情報システムについては、同センターにおける調査等を注視しつつ、問題の所在及び実態を解明するために、今後も、監査委員として必要な監査を実施していく所存である。

発 行 者 秋 田 県

秋田県山王町五番二十九号

監 査 役

一尺三寸六分七十五日(税込)

印 刷 所

秋田県山王町五番二十九号

印 刷 者

秋田県山王町五番二十九号